

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年8月12日(2010.8.12)

【公開番号】特開2009-9029(P2009-9029A)

【公開日】平成21年1月15日(2009.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2009-002

【出願番号】特願2007-172159(P2007-172159)

【国際特許分類】

**G 03 G 15/02 (2006.01)**

【F I】

G 03 G 15/02 101

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月29日(2010.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

導電性支持体と、

バインダー樹脂と導電剤を含み、該導電剤により導電性を付与されている表面層を有する、表面粗さRzjisが3μm以上、20μm以下である帯電部材であって、

前記表面層は更に、該バインダー樹脂に分散している複合粒子を含み、前記表面層は表面に該複合粒子に由来する凸部を有しており、

該複合粒子は、母粒子の表面に金属酸化物を担持し、かつ、以下の(a)及び(b)を満たすことを特徴とする帯電部材。

(a)母粒子が紡錘状又は円柱状又は針状の絶縁性材料であり、かつ、平均長径が0.9μm以上、1.5μm以下、かつ、平均短径が0.3μm以上、5μm以下、かつ、平均長径が平均短径の1.2倍以上、5倍以下。

(b)金属酸化物が絶縁性であり、かつ、平均粒径が0.01μm以上、0.3μm以下。

【請求項2】

前記導電性支持体の面に対し、前記複合粒子の長手方向線の長軸が形成する平均配向度( )が、30度以下である請求項1に記載の帯電部材。

【請求項3】

前記導電性支持体に、少なくともバインダー樹脂に複合粒子を分散させてなる表面層を積層した帯電部材であり、前記表面層は、前記複合粒子を添加した塗料を塗工することにより形成された塗膜である請求項1又は2に記載の帯電部材。

【請求項4】

前記母粒子が炭酸カルシウムであり、前記金属酸化物が少なくともシリカ、酸化チタンのいずれか一つである請求項1乃至3のいずれか一項に記載の帯電部材。

【請求項5】

少なくとも請求項1乃至4のいずれか一項に記載の帯電部材と、被帯電部材、トナーを収納するトナー収納部が一体化されてなり、電子写真装置本体に着脱自在であることを特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項6】

少なくとも請求項5に記載のプロセスカートリッジと、露光手段、転写手段を有するこ

とを特徴とする電子写真装置。

**【請求項 7】**

前記帯電部材に直流電圧のみを印加し、被帯電部材を帯電する請求項 6 に記載の電子写真装置。